

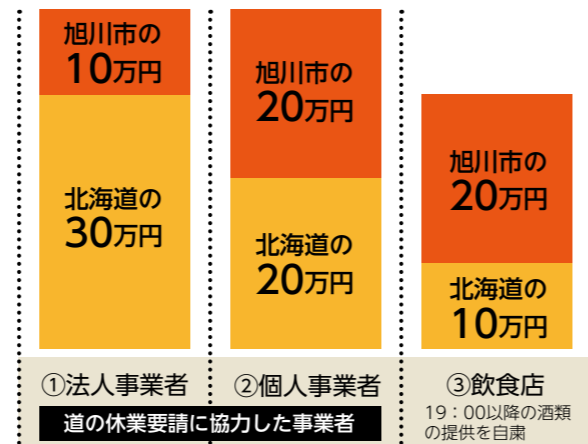
事業者向け

休業協力・感染リスク低減支援金

北海道の休業等要請に協力した事業者に対する支援金です。
対象 4/25～5/15の期間に、休業等要請に協力した事業者など
 ①法人事業者 ②個人事業者
 ③19:00以降の酒類の提供を自粛した飲食店
金額
 ①40万円(北海道が支給する30万円と旭川市が支給する10万円)
 ②40万円(北海道が支給する20万円と旭川市が支給する20万円)
 ③30万円(北海道が支給する10万円と旭川市が支給する20万円)
申請期限 7/31(金)
申請先 北海道(旭川市への申請は不要)
【詳細】 北海道休業協力・感染リスク低減支援金
 お問い合わせセンター ☎011・351・6469



休業協力・感染リスク低減支援金イメージ



経営持続化臨時特別支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいる事業者に対する支援金です。
対象 遅くとも5/19～31の期間に、休業等要請に協力した法人事業者と個人事業者
金額 15万円(北海道が支給する10万円と旭川市が支給する5万円)
申請先 北海道(旭川市への申請は不要)
【詳細】 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部休業要請専用ダイヤル
 ☎011・206・0104、☎011・206・0216



市独自の支援金

休業協力・感染リスク低減支援金の対象とならず、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいる事業者に対する支援金です。
対象 ①5/6までの北海道の休業等要請に協力した事業者 ②酒類を提供しないか、19:00以降に酒類を提供しない飲食店
金額 ①②10万円
申請先 旭川市(経済交流課)
【詳細】 経済交流課 ☎73・9850



経営支援等の相談窓口

経営に影響を受けている事業者を対象に、ニーズに合わせた支援策の紹介や経営支援、事業承継等の相談に応じています。また、新たに経営革新や新事業創出に取り組む事業者をサポートします。
【詳細】 旭川産業創造プラザ ☎73・5533
 (✉sodan@arc-net.or.jp)、
 産業振興課 ☎65・7047



特別金融相談窓口

経営に影響を受けている中小企業などを対象に、融資制度をはじめ、金融に関する相談窓口を設置しています。
 ※市にも様々な支援を掲載。
【詳細】 経済総務課 ☎25・7042



事業者・個人向け

市税の徴収猶予の特例制度

市税の納付が困難な場合に、最大1年間、無担保・延滞金なしで徴収を猶予します。
対象 今年2月以降の事業・給与収入等が、前年同期と比べておおむね20%以上減少しており、納付が困難な方
対象の市税 個人市民税、法人市民税、固定資産税など(今年2月から来年1月末までに納期限が到来するもの)
申請期限 6/30(火)か各納期限のいずれか遅い日
【詳細】 納税推進課 ☎25・5980



市税・国民健康保険料の納付猶予制度

左記の要件を満たさない場合でも、納付が困難になった方への猶予制度がありますので、ご相談ください。
【詳細】 納税推進課 ☎25・5980



特集

こんなときはどこに相談？

新型コロナウイルス感染症に対する支援

5/28現在の情報

市の相談窓口

新型コロナウイルス案内ダイヤル

市民の皆さんからの相談に応じる支援の窓口を案内します。「どこに相談したらいいのか分からない」場合は、右記の連絡先へご連絡ください

☎25・6450
 ☎22・8062
 受付時間 9:00～17:00

感染が疑われる場合は？ 医療機関を受診する前に次の相談窓口に電話してください

- 息苦しさ、強いだるさ、高熱等、いずれかの強い症状がある
- 高齢や持病のある方で、比較的軽い風邪の症状がある
- 比較的軽い風邪の症状が続く

さらに

- 新型コロナウイルス感染症の方と接触歴がある
- 発症前14日以内に、流行地域に居住・滞在していた
- 流行地域から来た方と接触歴がある

保健指導課

☎26・2397
 受付時間 平日8:45～17:15

帰国者・接触者相談センター(健康推進課内)

☎25・9848
 受付時間 8:45～21:00

抗原検査について

5月に、新型コロナウイルスの感染を調べることができる抗原検査を、厚生労働省が承認しましたが、市内の医療機関では導入していません。市では、PCR検査による診断を行っています。

※抗原検査キットの供給が十分になるまでは、患者発生数が多い地域の帰国者・接触者外来等での実施に限られています。



	抗原検査	PCR検査	抗体検査
判定内容	いま感染しているかどうか		過去に感染したか
判定時間	約30分	数時間～1日	約15分
長所	●検査が早くて簡単 ●検体の搬送が不要	●精度が高い(少量のウイルスでも検出できる)	●地域の感染状況が分かる
短所	●精度が低い(少量のウイルスでは検出できない) ●陰性の場合、PCR検査が必要	●技術が必要 ●検体の搬送が必要	●偽陽性(感染していないのに陽性と出る)が起こる

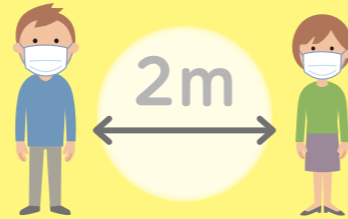
新型コロナウイルスを予防する「新しい生活様式」について

医療崩壊や感染を防止するため、「新しい生活様式」を心掛けましょう

1人1人の基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける
- 遊びに行くときは、屋内より屋外を選ぶ
- 会話をするときは、できるだけ真正面を避ける
- 外出時や屋内にいるとき、会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替え、シャワーを浴びる
- 手洗いは水と石けんで、30秒程度かけて丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）



移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動を控える
- 帰省や旅行は控えめに
- 発症したときのために、誰とどこで会ったかをメモする
- 地域の感染状況に注意する



日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販を利用する
- 1人または少人数で、空いた時間に
- 電子決済を利用する
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯を避ける
- 徒歩や自転車を併用する



食事

- 持ち帰りや出前を活用する
- 料理は大皿を避けて個々に
- 座るときは対面ではなく横並びで
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、回し飲みは避ける

娯楽・スポーツ等

- 公園は空いた時間・場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離を取る
- 狭い部屋には長居しない

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食を避ける
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

ボランティア団体「旭川 ALL FOR ONE プロジェクト」～助け合いの輪を広げる



手作りの布マスク

旭川ALL FOR ONEプロジェクトは、手作りした布マスクと、呼び掛けで集めた布マスクを、市内の小中学校などに寄附しています。新型コロナウイルスで困っている多くの人を、自分たちに出来ることで少しでも手助けしようと、SNSで呼び掛けました。活動を開始してすぐに、近藤染工場から手拭い生地の寄附を受け、布マスクの製作を始めました。代表の菊地侑子さんは「たくさんの方に活動を広げてもらい、賛同の声を多くいただいて嬉しい」と話します。

この活動を通じて、人を思いやる気持ちや、助け合いの心を伝えたいです



代表の菊地侑子さん（左）

個人・世帯向け

特別定額給付金

全市民向け

家計を支援するため、給付金を支給します。
対象 今年4/27時点で、旭川市に住民票がある方
金額 世帯員1人につき10万円
申請期限 8/26(水)

【詳細】特別定額給付金専用ダイヤル
 ☎0570・007・130（有料）
 受付時間 8：45～19：00（平日のみ）



生活つなぎ資金

低所得者向け

低所得で、思いがけない出費があつて困っている方に、生活資金を無利子で貸し付けます。
対象 旭川市に3か月以上住所を有する、低所得者世帯等（市民税非課税世帯、市民税の均等割のみ課税されている世帯等）の世帯主
金額 原則として次の収入日までの食費相当額
返済期間 貸付けを受けた翌月から7か月以内
返済方法 1回払い、または月賦払い
 【詳細】生活支援課☎25・9108



住居確保給付金

収入減の世帯向け

離職や廃業、その他の理由で収入が減少した世帯に、家賃額（上限額あり）を給付します。詳細は、お問い合わせください。
 【詳細】生活支援課☎25・9838



国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

収入減の世帯向け

新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入のいずれかが、前年に比べて30%以上減少が見込まれる世帯の保険料を、前年の合計所得金額に応じて減免します。他にも要件がありますので、ご相談ください。
 【詳細】国民健康保険課☎25・6247、後期高齢者医療制度は☎25・8536、介護保険課☎25・5356



国民健康
保険



後期高齢者
医療保険



介護保険



母子福祉資金等貸付金

ひとり親向け

生活資金の貸付

就労収入が減少した方に、生活資金を無利子で貸し付けます。
対象 児童を扶養しているひとり親の方
金額 上限月額105,000円
 ※減少した収入との差額を貸付け。
貸付期間 最大6か月
返済期間 貸付けをした月の6か月後から5年以内



現在、貸付金を償還中の方の支払い猶予

現在償還中の貸付金について、就労収入の減少で、償還金の支払いが困難な場合、最大6か月の支払い猶予を行っています。
 ※納期限が過ぎていない償還金に限る。
 【詳細】子育て助成課☎25・9107



就学援助制度

小・中学生がいる保護者向け

就労収入が減少し、基準額以下となった方に、学用品費や給食費などを援助します。
 【詳細】学務課☎25・9117



子育て世帯への臨時特別給付金

子供がいる保護者向け

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に、給付金を支給します。
対象 今年4月分の児童手当の受給者（今年3月に中学校を卒業した生徒を含む）
金額 対象児童1人につき1万円
 ※6/16(水)支給予定。公務員には10月までに支給（申請が必要）。
 【詳細】子育て助成課☎25・6446



その他

- 水道料金等の支払いが困難な方
水道局料金課☎24・3150
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度における医療機関等での窓口負担金の支払いが困難な方と、被用者の傷病手当金（新型コロナウイルス感染症関連）の申請
国民健康保険課☎25・6247、後期高齢者医療制度は☎25・8536
- 道税の納付が困難な方
上川総合振興局納税課☎46・5100

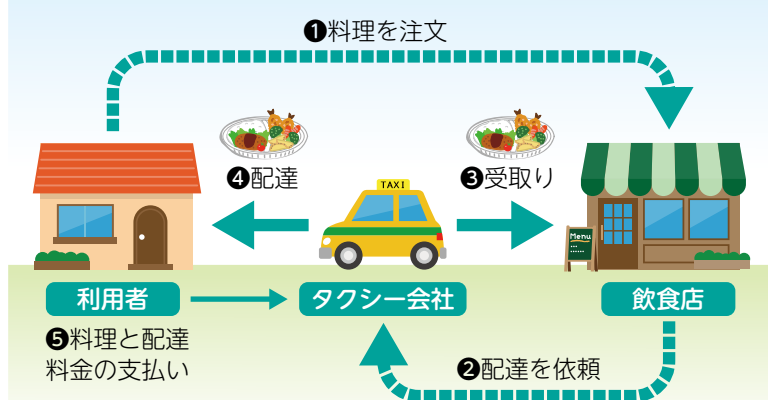
タクシーを活用してテークアウトメニューを配達

市内のタクシー会社が連携し、飲食店のテークアウトメニューを配達しています。市内の飲食店から相談を受け、他の地域での状況を参考に、手探りの状態で事業を開始しました。広告やホームページを活用して、広く利用者にPRし、飲食店や利用者からは好評の声が上がっています。協同組合旭川ハイヤー協会の柏葉健一さんは「徐々にですが、タクシーによる配達が定着してきたと実感しています。新たなサービスの1つとして継続していきたい」と話します。



協同組合旭川ハイヤー協会
理事長 柏葉健一さん

タクシーによる料理の配達イメージ



宅助助成金

市内飲食店のテークアウトメニューをタクシーで配達し、配達料金の一部を市が負担します。利用可能な飲食店は、タクDEとれ～るに掲載しています。

期間 9/30(水)まで (予算がなくなり次第終了)

助成額 1回の配達料金の70% (上限700円)

※助成後の金額をお支払いください。

例：配達料金1,000円の場合、
助成額700円・支払額300円

【詳細】経済交流課 673・9850



テークアウト～地元メディアが紹介

テークアウトできる飲食店を、5/29発行の北海道新聞「ななかまど」に掲載しました。6/19(金)発行のななかまどに第2弾を掲載します。また、「ライナーウェブ」と「asatan」のホームページでも、テークアウトできる飲食店を紹介しています。

ライナーウェブ



asatan



大型イベントの

中止

について

8月「旭川夏まつり」
9月「北の恵み 食べマルシェ」

開催中止

屋外でのイベントですが、多くの方が密集する等、来場者や出店者への安全確保が困難であると実行委員会が判断したため、開催を中止します。

【詳細】旭川夏まつり実行委員会 (旭川商工会議所内) 622・8413、
北の恵み 食べマルシェ実行委員会 673・9840

